

令和6年第11回 総務文教委員会会議録

令和6年12月10日

第2委員会室

開 会： 午前9時57分

委 員 長 伊藤 勝彦

副委員長 林 貴光

2番委員 千賀 丈史、3番委員 渡辺 武彦、4番委員 服部 紀史、5番委員 平林 多津子

委員長 ; おはようございます。定刻少し前ですけれども全員おそろいですので、ただいまから令和6年第11回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る12月6日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さんおはようございます。本日は早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。随分と冷えてまいりまして、先週の土日少しだけ御報告申し上げますと、土曜日は恵那駅前でまちなか市がありまして、ただ天候が雨ということもあって、ちょっと客足が鈍かったかなと思っていますが、それでも多くの皆様にお越しをいただいたと思っています。また同じタイミングでウィメンズラリーのセレモニアルスタートも開催されたということで、こちらは取材も結構多くてですね、大変よかったのではないかなと思います。日曜日は笠置山へ上がってまいりましてウィメンズラリーを見てまいりましたが、笠置山はもう完全に雪でございまして、道路も雪で覆われたために、SS1はキャンセルというようなことになりました。2回目に走るときは少し短くして走るというようなことになったんですけども、大変寒い中でございましたけれども、多くのファンの皆様にお越しいただいたなと思っています。同じタイミングでクリスタルパーク恵那スケート場では全日本選抜も行われまして、新聞では暖かすぎて氷が張らないというようなニュースも流れたのがついこの間ですけども、ここに来て急な冷え込みでもって抜群のコンディションだったと伺っております。こういうわけで随分と寒くなってきました。皆様方も

体調には十分気をつけていただきながら、それでも多くのイベント、また今週末もありますので、ぜひ御参加いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ; はい。ありがとうございました。

続きまして、鵜飼議長、御挨拶をお願いいたします。

議長 ; 皆さんおはようございます。選挙後の初めての委員会ということで職員の皆さん、そして今日は2名の新人の皆さんもみえます。7件の審議が今日あるわけですが、慎重審議のほう、また職員の皆さんも丁寧な説明よろしくをお願いします。

委員長 ; はい。ありがとうございました。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; 初めに、「議第104号 恵那市佐藤一斎學びのひろば条例の制定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

5番委員。

5番委員 ; はい、お願いします。佐藤一斎學びのひろば条例の制定についてということで、議第104号は管理運営を行うための条例を制定するということですが、その中の施設利用についてお尋ねいたします。ここには料金が見えますが、これはほぼ同規模の例えばコミュニティセンターであるとか文化施設も同じような料金であるのかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ; はい、社会教育課長。

社会教育課長 ; はい。議員お尋ねの料金についてですけれども、コミュニティセンターの広さ等とあわせて、同程度の料金の設定を行っております。

委員長 ; はい。ほかにありますか。

4番委員。

4番委員 ; はい、お願いします。全員協議会のときに説明がなかったような気がしますので基本的なことでお尋ねしたいと思います。条例の名前の中に學びという旧字が使わ

れております。この理由について教えていただきたいと思います。

委員長 ; はい、社会教育課長。

社会教育課長 ; はい。學びの字に旧字体を使うのは、學という字に学習以外にも意味があるというところで旧字体のほうを使っております。この字は、両脇をEという英字で左右を挟んでいるというところは、手で包み込む様子を表しています。真ん中のバツは交わる、冠は屋根ということで下は子どもなんですけれども、知識は人と交わる中で得られる。知識は、様々な情報を関連づけることで身につくというようなイメージができることから、旧字体をあえて使用することとしました。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; お願いします。条例の第 1 条にですね、設置の目的が書いてあるわけですが、市内の観光振興を図り、地域活性化に寄与していくって書いてあるんですけれども、生涯学習の拠点施設となろうこの施設ですが、具体的な活用のイメージがあればちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。よろしくお願いします。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; はい。施設は佐藤一斎と出逢える、対話する施設をコンセプトに、郷土の先人佐藤一斎の教えを全国に伝えるということを目的の 1 つにしています。ですから、展示内容や体験のコンテンツの内容は、佐藤一斎中心のものとなりますが、完成後には佐藤一斎の業績を伝えるだけの施設ではなく、市内の先人を紹介し、企画展示や講座等を実施して先人の顕彰を推進していきたいと思っております。以上です。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; もう 1 点指定管理者についてですが、まだ少しちょっと先のことになるかなと思いますけれども、候補で幾つか管理者が上がっているんでしょうか。そこら辺ちょっと教えてください。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; はい。施設の性質や運営内容に照らして、特定の団体が適任であるというようなことを考えつつ、現在、佐藤一斎の先人顕彰の活動を推進している団体と協議をしながら進めているところですが、指定管理者の指定については議会の承認を得ていくところでありまして、その前に、公の施設の管理者選定委員会で審査等も行われていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 0 4 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 0 4 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 0 5 号 恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; お願いします。議第 105 号の条例改正について反対の立場で発言いたします。生活保護法第 55 条の 5 が改正されたことに伴い、保護の決定及び実施について、就労自立給付金に加えて、進学就職準備給付金が入ったことは大切なことで反対するものではありません。しかしながら今回の条例は、項ずれとはいえ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い改正するものです。その大本となるデジタル社会形成基本法改正の内容に賛同できず反対いたします。デジタル社会形成基本法は、デジタル社会の形成により国際競争力の強化や国民の利便性の向上に資すると述べています。また、本条例の改正理由にも、関係者の利便性の向上並びに、行政運営の効率化を図るためにと付けられていますが、プライバシー侵害のリスクが考えられておらず、個人情報の保護なく活用される危険性が大きいものです。そもそもマイナンバー制度は、プライバシー侵害のリスクは避けられないものです。具体的にはこれまでは社会保障、税、災害の 3 分野に限定して利用し、利用する事務、情報連携も法律で規定し、マイナンバーを含む個人情報の収集保管は、本人同意があっても禁止としました。これを 3 分野に限定せず、

全ての行政分野において、マイナンバー利用を推進し、さらに法定事務に準ずる事務と解釈を拡大し、今回の条例の制定で行政運営の効率化と迅速化の名の下に、自治体事務は法改正することなく、マイナンバーを利用できるようにしています。またマイナンバーの情報連携は国会審議もなしに拡大できるようにしています。これまで厳格な縛りを設けたのは、国民総背番号制やプライバシーの侵害に対して国民の批判があったためです。国民の不安に応えようともせず、マイナンバー制度の仕組みを大きく変え、プライバシーの侵害の危険性をより一層高めるものです。現在、マイナンバー自体への不安も、また 12 月 2 日からの紙の保険証をなくすマイナ保険証に移行することも、市民の不安は払拭できない状態で、マイナンバーの利用拡大を進める今回の条例改正に賛成することはとてもできません。以上の理由で、今回の条例の改正に反対いたします。

委員長 ; ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので、討論を終結し採決を行います。
「議第 105 号」については原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第 105 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 108 号 恵那市税条例の一部改正について」を議題といたします。
本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
本件に対する討論はありませんか。
5 番委員。

5 番委員 ; お願いします。議第 105 号と同じく、議第 108 号もデジタル社会形成基本法の一部改正に伴うものであることから反対といたします。

委員長 ; ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので、討論を終結し採決を行います。
「議第 108 号」については原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求

めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第108号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第109号 恵那市都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

5番委員。

5番委員 ; 議第109号についても、デジタル社会形成基本法の一部改正に伴うものであるから反対といたします。

委員長 ; ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので、討論を終結し採決を行います。

「議第109号」については原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第109号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第117号 指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

5番委員。

5番委員 ; 議第117号の指定管理者の指定について質問いたします。これは城ヶ丘こども園の指定管理について審議するものですが、これは、令和5年度のこども園評価結果報告書によりますと、城ヶ丘こども園では園経営等についての問題点といった成果というか課題といたしまして、こう書いてありました。通用門の鍵が2、3回壊れる事態や、大雨警報発表時に通用門下の園庭に水がたまり、安心安全面で保護者から心配される御意見をいただいた。不審者対応及び災害時の対応を強化するため

にも通用門の急坂改善を含め、市への要望を継続していきたいという結果報告がされていますが、このことについては改善されたのかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; はい。そういった御意見いただいておりますので、門扉の鍵等はすぐ改善できますので改善をしております。それから急坂についてはただいま設計中でございます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。5番委員。

5番委員 ; もう1点お願いいたします。特色ある園活動をつなげる活動に変更したということで、つなげる活動として何か具体的なことが今進められているか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; はい。城ヶ丘こども園では、地域とのつながりということを大切にしているということで、太鼓だとか、地域で行われているところについて地域の方と一緒にやっていくというような活動をしております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
本件に対する討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第117号」については原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第117号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第118号 指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 1 8 号」については原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 1 8 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 2 1 号 令和 6 年度恵那市一般会計補正予算（第 8 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; はい、お願いいたします。予算資料の 15 ページです。2 款 1 項 10 目地域情報運営経費についてお尋ねします。音声告知器設置費用の増加に伴い、工事請負費を増額するものですが、今回あちこちで点検が行われていますが点検については当初予算で出されているかと思えます。この音声告知器設置費用の増加というのは単価が上がったのか、件数が増えたのかということと、それから、新しく設置する場合には、市からの補助がどれくらい出るのかとか、その設置費用はどうなってるかという詳しいことがよく分かりませんのでお尋ねいたします。よろしく願います。

委員長 ; 情報政策課長。

情報政策課長 ; はい、音声告知器設置の工事費ですが、当初に見込んでいた金額と比べると 3 月までの見込みが、現在の 10 月までの推移を見ていくと、不足すると見込んでおります。件数的には、あくまで見込みになるんですが、ほぼ前年と変わらないと思っております。ただ、引き込みの元のケーブルがあって、そこからクロージャーを使って分岐して宅内に引いていきますが、その分岐の部分が、距離によって、長さによって金額がかなり変わってくるところがあります。今年度に関しては、そういう長い距離の部分が非常に多いというところで、件数以上にその部分の費用がかさむということを見込んでおります。そのための補正ということで出させていただいております。あと、音声告知器のケーブルの関係ですが、道路工事やダム工事など様々な事業の関連工事の関係で、ケーブルを支えている柱を移動する必要も

あり、例年も行われていますが、そういったところの工事費を今年度も見込んでいくというところでございます。あとその費用の負担に関しては、基本的には市のほうで、家屋への引込みまで行うということでございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; はい。同じく 15 ページになりますが、地域防災力向上事業費の中身なんですけど、女性等の視点を踏まえた避難所運営推進事業ということで、備品とか事業費が充実されたようですけど、こういう形に至った背景とかがあれば、少し説明いただきたいと思います。

委員長 ; 危機管理課長。

危機管理課長 ; はい。よろしくお願いします。女性等の視点を踏まえた避難所運営推進事業でございますが、事業の内容としましては女性など多様な立場の方に配慮した避難場運営を推進するため、女性等に配慮したモデル避難所を整備する市町村が行う資機材に対して、県が補助するということになっております。補助率につきましては補助基準額は 100 万円。補助率 2 分の 1 ということで上限額 50 万円が補助されるというものでございます。恵那市におきましてはこのモデル推進事業計画を県に要望を出しまして、避難所を東野小学校というところをモデル地区とさせていただいております。こちらを選定した理由としましては、避難所としまして開設、優先順位が高いところ、空調機が体育館に設置がされておりました。そういったところとあとコミュニティセンターが近く、地域ごとでの設置がされるように応用しやすいということで、この東野小学校を選定させていただいてきました。この中で女性等の視点を踏まえまして運営事業の検討会というものを立ち上げる必要がございまして、市の職員、女性の職員と、社会福祉協議会の方及び地域の民生委員児童委員の方に御参加をいただきまして 9 名で検討会を開かせていただきまして、3 回ほど会議を開かせていただいております。検討の内容としましては、女性や要配慮者が避難所生活をする上での課題の洗い出し、課題改善に必要な取組や資機材の検討、避難所運営に必要な訓練講習会などをやっていけるようなものにしたいということで 3 回ほど行いまして、その中で資機材の購入方針というものをを出しまして備品の購入、及び消耗品の購入というところで上げさせていただいております。購入予定としましては、自動式ラップトイレという手すりをつけたトイレを 1 基、あとポップアップパーティション、段ボールベッド、そういったものが意見として出ておりましたので、そういったところを購入させていただく事業費として 110 万円ほど上げさせ

ていただいております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; はい。2 款 3 項 1 目の戸籍住民基本台帳事務一般経費についてです。業務システムの標準化に伴う戸籍システムの改修経費を、これは違いますね。市民課ですね。はい。申し訳ありません。間違えました。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 2 1 号」については原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 2 1 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了いたしました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和 6 年第 11 回総務文教委員会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

午前 10 時 21 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 伊藤 勝彦